

臨床研究中核病院支援研究室(光顕試料作製機器) 利用規程

- 利用者は本利用規程に同意したうえで利用申請を行ない、利用料を支払うことで年間利用権を得る。利用期限は年度末とする。
- 利用申請は利用者ごとに行なう。設備・機器共用システム上で「臨床研究中核病院支援研究室」(設備 ID 386) の利用資格申請をしたうえで、分析機器部門技術室で職員証・学生証を登録する。
- 研究室利用料は年度毎に徴収し、年度途中から、或いは年度途中までの利用であっても減額はされない。
- 職員証・学生証・ゲストカードを他人に貸与した場合、研究室の利用を停止する。
- 病原体感染試料、感染の恐れのある試料の持ち込みは原則として禁止する。
- 持ち込んだ試料・薬品・器具(チップ・シリンジ・ディッシュ等)等は全て持ち帰ること。
- 冷蔵庫・インキュベータ等に私物を長時間置くことは原則として禁止する。やむを得ない場合は、必ずスタッフの許可を得ること。
- 各機器の利用ルールを厳守し、室内を清潔に使用すること。

2016年6月 改訂

分析機器部門